

様式第2号（第3条関係）

処分基準整理票

処 分 名	附帯工事費用の原因者負担命令		
根 拠 法 令 名	河川法（昭和39年法律第167号）	(条項)第100条において 準用する第68条第2項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	建設部	路政課	審査係
<p>【処分基準】・文書の名称</p> <p>【河川法に係る法定受託事務の処理基準等について（平成13年4月27日付国 河改第36号国土交通省河川局長通知）】</p> <p>【行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について （平成6年9月30日付建設省河政発第52号建設省河川局長通達）】</p> <p>・掲載図書等【河川六法】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>第68条第1項の附帯工事の原因となった河川工事が他の工事又は他の行為により 必要を生じた場合における当該附帯工事に関する費用の負担命令に係る処分基準は、河 川法第18条及び第67条に規定する不利益処分に係る処分基準の例による。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>河川法</p> <p>第68条</p> <p>2 河川管理者は、前項の河川工事が他の工事又は他の行為のために必要を生じたもの である場合においては、その必要を生じた限度において、同項の他の工事に要する費用 の全部又は一部をその原因となった他の工事又は他の行為につき費用を負担する者に負 担させることができる。</p>			

※ 処分基準の内容すべてを記載することができないときは、当該処分基準が記載され
た図書等の縦覧をもって代えることができる。